# 施策マネジメントシート

基本施策名	0 3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援	施策 統括課	子育て支援課	氏名	前田	佳美
政策名		主な 関係課	児童青少年課、保育	育幼児教育	推進課	

 1 施策の目的と指標

 ① 対象(誰、何を対象にしているのか) \* 人や自然資源等

0歳から18歳までの子ども 子育て家庭(保護者含) 妊産婦(妊娠前含)

② 施策の目的 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、親 が子育て力を高めていくことによって、楽しみながら子育てを することができるまちを目指します。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

		名称	単位
	ア未	就学児童数	人
	イ未	就学児童を持つ世帯数	世帯
7	ウ 6点	<b>遠から18歳の子どもの数</b>	人
	工 6点	<b>えから18歳の子どもを持つ世帯数</b>	世帯

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

	名称(展開万回ことに記載)							
	1	ア	合計特殊出生率					
		イ	子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の 割合	%				
		ア	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保 護者の割合	%				
7		イ						
4	2	ア	待機児童数(保育必要量)	人				
	2	イ						
	3	ア	自己肯定感のある児童・生徒の割合	%				
	,	イ						

<u>,2</u>		2~令和9年度)内における取組内					
-	施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)				
1	妊娠前から子育て期に わたる切れ目のない支 援	家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期の切れ目のない支援により、子育てしやすい環境を整えます。	◆子育て世代包括支援センター事業を推進し、産後ケアなどの母子保健施策を充実させながら、妊産婦及び乳幼児の健康を守り、子育て支援施策と一体的に展開していくことによって、子どもが健やかに成長・発達ができるよう継続的・包括的に支援します。◆これから子どもを産み育てようとする市民の、子育てに関する制度への疑問や不安を解消できるよう、積極的な情報提供と相談支援を行います。 ◆親としての学び・成長への支援として、子育て講座や両親学級などの充実を図ります。 ◆子どもへの虐待予防対策を推進します。				
2	多様なライフスタイルに 対応した子育て環境づ くり	子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。	◆ニーズに対応した保育施設の拡充に努め待機児童解消を進めます。 ◆幼稚園が実施する長時間の預かり保育への支援を行うとともに、幼稚園の保護者に対するPRを支援することで、保護者に対して多様な選択肢を提供します。 ◆「国立駅南口子育て支援施設整備方針」に基づき、交流とにぎわいのある良好な子育ち・子育て環境の整備に向けて取り組みます。 ◆子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。				
3	すべての子どもが分け 隔てなく過ごせる環境づ くり	長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な 子どもと家庭に対し、早期から	◆ひとり親家庭や生活に困窮している子育て家庭への自立支援施策や宅食等の食の支援の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。 ◆発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。 ◆発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。 ◆子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。 ◆認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。				

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

ひや予末)	艮.			少天根 <u>作</u> 数値区分	移と目標値 R2年度	L、 <del>天</del> 積仏辺 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	Т	T	푸쯔	見込み値		110千尺	八十八人	八八十八人	八〇十尺	八十尺	110千戊	110千尺	日標语	達成度
	7	P	人	実績値	3,385	3,237	3,630	3,429	3,282	t	<del> </del>		H INC	_17/12
		$\overline{\mathcal{A}}$	111. 444-	見込み値	3,000	0,501	5,550	0,120	0,202					
ᆚᅀᅪᄺ	1	1	世帯	実績値	2,642	2,564	2,784	2,636	2,549	t	1			
対象指標		_	ı	見込み値	,	,	,	<i>'</i>	<i>'</i>				達成•	前年度
	'	ן ל	人	実績値	7,936	7,947	7,330	7,337	7,435				未達成	比較
	-	L	世帯	見込み値										
	_	_	TE 111	実績値	5,371	5,383	5,029	5,006	5,047					
				成り行き値										
		_		<mark>目標値</mark>	1.29	1.31	1.33	1.35	1.37	1.4	1.42	1.45	+ '+ +	let —
		ア		実績値	<u>1.1</u> 基本計画にお	1.01	1.05	0.97					未達成	低下
					┺本計画によ 票の説明又は		合計特殊出生率 指標の説明:人		(都福祉保健局)	における国立市の	の合計特殊出生	枢		
		Н		成り行き値				1	1	1	1	1		
	展開			目標値	58.0	58.9	59.8	60.6	65.6	65.6	65.6	65.6		
	方	1	%	実績値		65.5		66.3	70.2				達成	向上
	向			į	基本計画にお	らける	子育てのしやす	• い環境が整ってい	いると思う市民の領	割合				' -
	1				の説明又は	出典元	出典:国立市市	民意識調査(18点	表以下の子どもが -	いると回答した市	「民を対象)			
				成り行き値				 	<u></u>		<u></u>			向上
		١. ا	0/	目標値	96.9	97.1	97.4	97.6	97.9	98.2	98.4	98.6	<b> \</b>	
		ゥ	%	実績値		96.4	95.9	96.1	97.5	1 00 > /0 =#	# - #I A /=!	III a IB o	未達成	
					基本計画にお 票の説明又は			今後も子育て 健康診査問語		いと思う保護	者の割合(乳	児・1歳6ヶ		
				担付 成り行き値	の説明又は	.田典兀	月光*3脉光	<b>健康</b> 的宜问。	<b>∌</b> 宗/			1		
	展		人	目標値	0	0	0	0	0	0	0	0	未達成	向上
) T	開方向	ァ		実績値	27	12	6	15	16	12	<u></u> _			
成果指標			八	`	<u> </u>		待機児童数	•	•	•				
	2				票の説明又は		指標の説明:各年4月1日現在、認可保育所入所希望者のうち、利用不可となった児童の人数 (新定義)							
				成り行き値										維持
	展開			目標値	77.8/67.0	78.1/67.3	78.4/67.6	87.0/74.5	87.3/74.8	87.7/75.2	88.1/75.6	88.5/76.0		
	方	ァ	%	実績値		80.9/77.5	76.7/79.3	86.7/82.0	83.3/87.9				未達成	
	向		•	į	基本計画にお	らける	自己肯定感のあ	己肯定感のある児童・生徒の割合(小/中) 標の説明: 各年4月現在、全国学力・学習状況調査において自己肯定感がある(問: 自分に良いと				1112174	4213	
	3			指標	票の説明又は	出典元	指標の説明: 合: ころがあると思し	年4月現在、至国 ハますか)と回答し	子グ・子音状況記 ンた国立市の児童	・子音状況調査にあいて目亡 ]立市の児童生徒の割合(小雪	こ月正恩かめる() \学校/中学校)	問:日分に良いと		
		ア		成り行き値										
			%	目標値										
				実績値										
					基本計画にお									
		Н			票の説明又は	出典元		ı	ı	ı	1	ı		
				成り行き値目標値										
		1	%	実績値										
			70		L 基本計画にお	いける		l	l	l	<u>.                                    </u>			
					の説明又は									
事務				本数										
財			を出る											
事源			支出金	千円										
施業内			債	千円										
策 費 訳	その 一般 事業費		)他 田海	千円 千円					ļ					
<u> 기 부</u>			<u>財源</u>	千円	0	0	0	0	0	0	Λ.	0		
$\sim$				_	0	0	0	0	0	0	0	0		
144	牛 ————	延べ業務時間		時間										
費 人	大件費 大件費			千円										
				3) 千円	0	0	0	0	0	0	0	0		

#### 4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1)施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)~E(ほぼ未達成)

- D:目標の多くが未達成であった
- (2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)~E(かなり低下) B:成果がどちらかと言えば向上した
- (3)上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

・国は直面する少子化問題に対し令和5年12月に「こども未来戦略」を掲げ、具体的な施策として「加速化プラン」の中に①子育て世帯への家計支援、②全ての子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育ての推進に資する施策の実施を2026年度までに集中的に取り組むとし、少子化対策の特定財源として子ども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が令和6年6月に成立してい る。支援金制度は2026年度から2028年度にかけ段階的に構築される予定。

- ・これまでの間、認可保育園を増設し、待機児童対策を進めたことで待機児童数は大きく減少している。ごくわずかな数の待機児童が 発生しているが、保護者の働く日数が少なかったり、特定のエリアの園のみを希望していたりと保育の必要性がそれほど高くない ケースも見受けられるため、待機児童はほぼ解消状態であると言える。一方で年少人口の減少などの影響もあり、定員が埋まらない 園が増加しているため、これ以上の待機児童解消対策は難しい状況にある。
- ・2023年4月より高校生相当まで所得制限なく医療費助成を拡充し、同時期に矢川プラスが開設。矢川プラスの来館者数は当初の見 込みを大幅に上回り、年間で約33万人に上り、子育て環境の充実が図られている。

## 5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

## (1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?

#### ●展開方向1

- ・令和元年の母子保健法の一部を改正する法律において、産後ケア事業が母子保健法上に位置付けられ、市町村の努力義務となり、少子化対策大綱において、令和6年度末までの全国展開を目指すとされ、令和4年度時点で約84%の自治体で実施されている。
- ・令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立。各府省庁に分かれている子ども政策に関する総合調整機能が一本化され、令和5年度に「こども家庭庁」が発足した。
- ・令和4年の児童福祉法等の一部改正により、児童福祉(子ども家庭総合支援拠点)と母子保健(子育て世帯包括支援センター)の一体的な相談支援体制の機能を有する「子ども家庭センター(利用者支援事業)」の設置が努力義務となり、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など相談支援体制の強化が図られることとなった。
- ・子ども・子育て支援法等の一部改正により、令和6年10月より子ども・子育て支援金制度が創設され、児童手当の拡充等子育て施策の拡充・推進が図られることとなった。
- ・令和4年4月から不妊治療が保険適用になったことに伴い、東京都の特定不妊治療の費用助成事業は令和3年度末で終了となった。令和5年度より東京都は先進医療にかかる費用の一部助成制度と同年10月より卵子凍結にかかる費用助成制度を創設した。

#### ●展開方向2

- ・待機児童解消については喫緊の課題であり、社会問題のひとつとして早急な対応が必要となっているが、国立市においては、新規の園整備等を行ってきた結果、待機児童は大きく減少しており概ね解消状態にある。また、年少人口の減少などの影響による保育需要の減少から、年度当初では全年齢で定員割れが生じている。
- ・令和5年4月より「矢川プラス」が開設。
- ・国立駅南口複合公共施設整備は、令和4年2月に「国立駅南口子育て支援施設整備方針」が策定され、同年9月に「国立駅南口子育て支援施設基本設計」がまとまる。その後、令和6年6月に「国立市子育ち・子育て応援テラス条例」を制定。指定管理者選定委員会の審査により、矢川プラスを運営している社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団が候補者として認定され、同年12月に指定管理者として指定された。

## ●展開方向3

- ・令和4年6月に児童福祉法の一部が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれた。
- ・児童発達支援事業所は平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数、利用者数ともに飛躍的に増加している(R4年度12,000箇所、15万人)。
- ・令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、令和5年度のこども家庭庁創設により子ども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保と向上を図るため児童発達支援ガイドラインが令和6年7月に改訂された。
- ・国は2028年度までに5歳児健診の全国展開を目指すとしている。
- ・令和6年11月より児童扶養手当法等の一部改正により、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から、所得限度額の引き上げと、多子家庭の生活の安定のために第3子以降の加算額が令和6年11月分から拡充された。
- ・国は、ヤングケアラー支援の強化を図るため、令和6年6月「子ども・若者育成支援推進法」を改正。国や自治体が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを明記した。
- ・令和6年11月、国立市子ども基本条例制定(令和7年4月1日施行)。
- ・令和7年3月、第四次国立市子ども総合計画策定。

## (2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

- ・議員より、自宅保育給付金創設の要望がある。
- ・各保育園から定員割れに対する対策の要望がある。
- ・医師会より、5歳児健診の実施についての検討を求められている。
- ・議員より、子ども医療費助成の一部自己負担金の撤廃の要望がある。
- ・市民及び議会から、教育と福祉の情報を共有するツールの作成を求める声がある。

### (3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか?

- ・子ども医療費助成は令和5年度より高校生まで所得制限なく拡充しているが一部自己負担はあり。令和7年4月現在、26市中11市が自己負担金を撤廃している。
- ・医療的ケア児の受け入れを行い、実践を踏まえる中で、医療機関や訪問看護事業所と連携し、就学に向けての検討を行い、市独自の支援体制の構築を図っている。

### 6年度の取組状況

#### ●展開方向1

- ・児童手当の所得制限の撤廃と高校生までの拡充
- ・産後ケア事業の拡充(通所型・宿泊型)
- ・多胎児家庭への移動支援にかかる費用助成
- ・多胎児家庭への妊婦健診費用助成の周知・案内
- ・矢川プラスの子育てひろばや子育て支援拠点(つちのこ)との連絡会(1回/月)
- ・子育てアプリを活用した子育て情報の発信
- ・要支援家庭への養育支援ヘルパーの派遣

## ●展開方向2

- ・国立駅南口複合公共施設の令和7年度開設に向けた条例 策定、管理運営方針決定、指定管理者選定等の準備
- ・保護者のニーズを満たしつつ、市内保育園の定員割れしている状況も踏まえた市内全体の保育定員の調整。
- ・未就園の子育て家庭への支援のため、東京都版こども誰でも通園制度実施。
- ・保育審議会を開催し、2園目以降の民営化に向け、矢川保育園民営化の評価検証を行った。

## ●展開方向3

- ・第4次国立市子ども総合計画を策定
- ・市内の発達支援事業所の新規開設に合わせた発達サポート ブックの改訂
- ・市内の発達支援事業所を紹介するフェアの開催
- ・小学生の子どもを持つ保護者を対象とした子育てプログラムの実施。
- ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・保護者交流と子どもの発達の見守りの場として小グループの 事業「カラフル」の実施。
- ・医療的ケア児保育園入所に係るガイドラインに沿った入所に向けた支援及び園に在籍する医療的ケア児及び受け入れ園への支援。
- ・医療的ケア児及びその家族への支援連絡会において支援 体制のあり方を健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会で協 議する。
- ・就学後も切れ目なく発達支援ができるように、教育やしょうがい部門と情報共有ができるデータベースの在り方を検討する。 ・保健センター(こども保健・発達支援係)でのしょうがい受給
- 者証の仮受付
- 職員のヤングケアラーコーディネーター研修の参加
- ・教育相談・就学相談との各事業や個別相談の定期的な情報 共有・情報交換

## 7年度の取組予定

### ●展開方向1

- ・産後ケア事業の拡充
- ・ここすきひろば(矢川プラス・駅前テラス)や子育て支援拠点(つちのこ)との連絡会(1回/月)
- ・子育てアプリを活用した子育て情報の発信
- ・地区担当よる母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制の構築(子ども家庭センター事業)
- ・PMH導入の検討

### ●展開方向2

- ・国立駅南口子育ち・子育て応援テラスの管理運営。
- ・地域子育て相談機関の設置。
- ・保護者のニーズを満たしつつ、市内保育園の定員割れしている状況も踏まえた市内全体の保育定員の調整。
- ・未就園の子育て家庭への支援のため、東京都版こども誰でも通園制度から国のこども誰でも通園制度への移行を実施。
- ・保育審議会を開催し、2園目以降の民営化に向け、矢川保育園民営化の評価検証を行い、最終答申を得る。

## ●展開方向3

- ・発達サポートブックの改訂
- •市内の発達支援事業所を紹介するフェアの開催
- ・小学生の子どもを持つ保護者を対象とした子育てプログラム の実施。
- ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・5歳児健診導入の検討
- ・医療的ケア児保育園入所に係るガイドラインに沿った入所に向けた支援及び園に在籍する医療的ケア児及び受け入れ園への支援。
- ・医療的ケア児及びその家族への支援連絡会において支援 体制のあり方を健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会で協 議する。
- ・就学後も切れ目なく発達支援ができるように、教育やしょうがい部門と情報共有ができる共通シートの作成。
- ・保健センター(こども保健・発達支援係)でのしょうがい受給者証の仮受付
- ・教育相談・就学相談との各事業や個別相談の定期的な情報 共有・情報交換
- ・国立市子ども基本条例に基づき、周知啓発等を実施。
- ・第四次国立市子ども総合計画の進捗管理。

#### 6 6年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

#### ○成果実績

【展開方向1】妊娠前から子育て期の切れ目のない支援

- ・産後ケアニーズの高まりを受け、通所型を2ヵ所から4ヵ所、宿泊型を1ヵ所から2ヵ所に委託先を増やし、受け 皿の拡充を図った。
- ・子育て世帯伴走型支援事業が子ども・子育て支援法の改正により、制度化されることになり、令和7年4月からの給付に向けた広報周知や、給付の準備を進めた。

#### 【展開方向2】多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくり

- ・東京都版のこども誰でも通園制度である多様な他者との関わりの機会創出事業を開始。市内幼稚園1園で定期的な預かりを実施。
- ・保育審議会を6回開催し、2園目以降の民営化に向け、矢川保育園民営化の評価検証を行った。職員や保護者へのアンケートや関係者へのヒアリングなど、当事者の声を拾いながら検証を進めた。
- ・令和6年6月に「国立市子育ち・子育て応援テラス条例」を制定。指定管理者選定委員会の審査により、矢川 プラスを運営している社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団が候補者として認定され、同年12月に指 定管理者として指定され、事業団と協定を締結。

#### 【展開方向3】すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり

- ・市内の発達支援事業所の新規開設に合わせたサポートブックの改訂
- •市内の発達支援事業所を紹介するフェアの開催
- ・小学生の子どもを持つ保護者を対象とした子育てプログラムの実施
- ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・医療的ケア児保育園入所に係るガイドラインに沿った入所に向けた支援及び園に在籍する医療的ケア児及び受入れ園への支援
- ・医療的ケア児及びその家族への支援連絡会において支援体制のあり方を健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会で協議
- ・就学後も切れ目なく発達支援ができるように、教育やしょうがい部門と情報共有ができる共通シートの作成
- ・保健センター(子ども保健・発達支援係)でのしょうがい受給者証の仮受付

### ○改善余地のある事項・課題等

・待機児童対策を進めてきた結果や年少人口の減少などにより、各保育園の定員割れが起きており、私立園の経営を圧迫しており、対応策を継続して検討する必要がある。

また、年少人口が減少局面にある現状を踏まえ、こども誰でも通園制度の実施などを通じ、保育幼児教育の質の維持、向上を図る必要がある。

- ・保育審議会において、矢川保育園評価検証の最終答申が出されたのち、そこで出された課題点も踏まえ、市として2園目の民営化の対象園や時期を定めた方針を定める必要がある。
- ・駅前テラスの「一時預かり事業」の運用開始に伴う、一時保育事業への影響を分析し、評価していく。

#### (2) 施策の6年度における総合評価

成果実績数値の評価(A~E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価

A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。

B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。

C:成果向上のため、一層の努力が求められる。

D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。

E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。

#### 7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

#### (1)8年度の取組方針

- ・年少人口減少などの影響による定員割れに対する支援について継続して各園と協議。合わせてこども誰でも 通園制度や地域子育て支援事業等の市内保育幼児教育施設と連携した子育て支援策の充実について検討 を進めて行く。
- ・矢川保育園民営化の評価検証結果を踏まえ、2園目以降の民営化の方針などを盛り込んだ(仮称)第二次保育整備計画の検討を行う。
- ・発達に課題のあるこどもの早期支援に向けた事業展開
- ・PMHの導入による、子ども医療証のマイナ保険証との一本化

#### (2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- ・矢川プラスと国立駅南口子育て応援テラスの特色を活かした子育て環境の充実
- ・子育て世帯のニーズに即した一時保育事業の見直し・検討
- ・矢川保育園・矢川プラス・駅前テラスの運営を始めとしたくにたち子どもの夢・未来事業団への運営支援
- ・産前・産後支援の充実